（法第十八条の四第一項第三号の主務省令で定める機能）

第三十九条の二十七　法第十八条の四第一項第三号の主務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一　法第十八条の三第一項に規定するプログラムと正常に通信できる機能

二　前号の通信を暗号化して行う機能

（カード代替電磁的記録確認用プログラムの認定に係る公示の方法）

第三十九条の二十八　法第十八条の四第三項の規定による同条第二項に規定するプログラムの認定に係る公示は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。　［新設］

（カード代替電磁的記録確認用プログラムの認定の取消し等）

第三十九条の二十九　内閣総理大臣は、法第十八条の四第二項の認定を受けたプログラムが同条第一項各号に掲げる機能を有しないと認めるときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。　［新設］

2　内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

（情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十九条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　略］

3　令第二十九条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

（情報提供等の記録等）

第四十七条　［略］

2　情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第九項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

［3　略］

（法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第三十一条において準用する令第二十六条第一項
［略］	［略］	［略］
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第三十一条において準用する令第二十六条第五項
［略］	［略］	［略］

（情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　同上］

3　令第二十八条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（情報提供等の記録等）

第四十七条　［同上］

2　情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第八項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

［3　同上］

（法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供）

第四十八条　［同上］

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第一項
［同上］	［同上］	［同上］
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五項
［同上］	［同上］	［同上］